

官報号外

昭和二十六年五月二十八日

○第十一回 衆議院会議録 第四十一号

昭和二十六年五月二十七日(日曜日)

議事日程第四十一号

午後一時開議

第一 住宅金融公庫法の一部を改
正する法律案(田中角栄君外九
名提出)

第二 租税特別措置法の一部を改
正する法律案(田中角栄君外九
名提出)

第三 保険業法の一部を改正す
る法律案(内閣提出、參議院送付)

第四 船主相互保険組合法の一部
を改正する法律案(内閣提出、
參議院送付)

第五 外国保険事業者に関する法
律の一部を改正する法律案(内
閣提出、參議院送付)

第六 自転車競技法を廃止する法
律案(河田賛治君外二十五名提
出)

●木日の会議に付した事件
日程第一 住宅金融公庫法の一部
を改正する法律案(田中角栄君
外九名提出)

日程第二 租税特別措置法の一部

官報号外 昭和二十六年五月二十八日 衆議院会議録第四十一号 住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

●を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 保険業法の一部を改正
する法律案(内閣提出、參議院
送付)

日程第四 船主相互保険組合法の
一部を改正する法律案(内閣提
出、參議院送付)

日程第五 外国保険事業者に関する
法律の一部を改正する法律案(内
閣提出、參議院送付)

●を改正する法律案(内閣提出、
參議院送付)

度は、左のとおりとする。

第十七條第一項又は第二項の規定

による貸付金の一戸当たりの金額の限

度は、左のとおりとする。

区	別	貸付金の限度
木造の住宅又は木骨防火造の住宅の建設及びこれ 附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	額(補額が標準額をこえる場合において同じ)又は土地若しくは借地権の価 格に相当する金額	住宅の建設費(建設費が標準建設費をこえ る場合においては標準建設費)以下本條に おいて同じ)又は土地若しくは借地権の価 額(補額が標準額をこえる場合において同じ)の八 分の八割五分に相当する金額
木造の住宅又は木骨防火造の住宅の建設及びこれ 附隨する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	貸付金	本造の住宅又は木骨防火 造の住宅の建設及びこれ 附隨する土地又は借地権の取得を目的とする 貸付金

する再評価を行なうことができるものとする。

前項に規定する資産について法人が資産再評価法第十三條の二第一項の規定による行なう再評価の再評価額の限度額は、同法の規定にかかわらず、当該法人が漁業法施行法第九條の規定により交付を受けるべき補償金の額とする。

第一項に規定する資産のうち基準日に帳簿価額がないもの（資産再評価法第七條各号に掲げる資産を除く。）について法人が同法第十二條の第二項の規定により行った再評価の再評価差額は、同法第四十條第一項の規定にかかわらず、当該資産の再評価額に相当する金額とする。

第一項に規定する資産について法人が資産再評価法第十三條の二第一項の規定により行なう再評価の再評価額の限度額は、同法の規定にかかわらず、当該法人が漁業法施行

付を受けたときにおいては、同項

の帳簿価額の基礎となるべき金額又は当該金額の額を控除した額に該資産の減価償却額に相当する額とする。

第十四條 基準日において個人の有する土地、土地の上に存する権利、立木、家屋又は土地の上に存するその他の物件（以下土地等と

いう。）が河川法、土地収用法、都市計画法、道路法、不良住宅地区改良法、水防法、土地改良法又は命令を指定するその他の法令（以下土地等につき資産再評価法第十三條の二第一項の規定により行なう再評価を行なった法人が漁業法施行法第十六條に規定する漁業権証券をもつて同法第九條の規定による補償金の交付を受けた場合においては、当該漁業権

の規定により再評価を行なった法人が漁業法施行法第十六條に規定する漁業権証券に附すべき帳簿価額は、当該

資産の再評価額に当該漁業権証券の額面金額のその交付を受けた漁業権証券の額面金額の合計額に対する割合を乗じて算出した額とする。

前項の場合において、法人が当該資産について再評価日以後減価

する。

償却を行つたとき、又は当該補償金として漁業権証券と金銭との交換を受けたときにおいては、同項

の帳簿価額の基礎となるべき金額又は、同項の規定にかかわらず、当該資産の再評価額からそれそれ當該資産の減価償却額に相当する額とする。

該資産の再評価額に相当する額又は当該金額の額を控除した額に該資産の減価償却額に相当する額とする。

第十五條 基準日において法人の有する土地等が土地収用法等の規定に基き收用された場合においては、当該法人は、当該土地等につ

いて、基準日に帳簿価額があると否とにかかわらず、又、資産再評価法の規定により再評価を行なった

と否とにかかわらず、当該收用の日現在における再評価を行なうことができ

る。

前項の規定による再評価につ

ては、これを資産再評価法第十三條の二第一項の規定による再評価

とみなして同法の規定を適用す

る。但し、左の資本に掲げる事項については、当該資本に定めるところによる。

前項の規定による再評価の再評価額の限度額は、資産再評価法の規定にかかわらず、当該法人が当該土地等の收用に因り交付を受けるべき補償金の額と子

用に因り交付を受けるべき補償金の額（当該收用を受けた資産が所定により行なわれたものとみなされ

た再評価の再評価額は、同法の規

定によりかかわらず、当該土地等の收用に因り交付を受けるべき補償金の額とする。

前項の規定による再評価の再評価額の限度額は、資産再評価法第

四十二條第四項本文に規定する減価

税法第十條の六に規定する減価

税の額を加算した金額）と子用する。

前項の規定による再評価の再評価額の限度額は、資産再評価法の規定にかかわらず、当該再評価の再評価日を含む事業年度の終了の日から二月以内とする。

前條第二項の規定は、前項第一号の補償金の額について、これを適用する。

四 前項の規定による再評価を行なつた法人が資産再評価法第十四條の二第一項の規定により提出すべき申告書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、当該再評価の再評価日を含む事業年度の終了の日から二月以内とする。

五 前條第二項の規定は、前項第一号の補償金の額について、これを適用する。

四一 この法律は、公布の日から施行する。

四二 改正後の租税特別措置法第十四條及び第十五條の規定は、昭和二十一年一月一日以後土地等の收用により再評価を行なった場合において同項の規定により再評価額を加算した場合について適用する。

四三 法人が昭和二十一年一月一日からこの法律施行前に終了した事業を第二百八條に改める。

再評価差額については、当該各号に掲げる金額からその加算された金額を控除した金額を当該

の対価なる金額をいうものとし、收用に際して交付を受ける移転料その他の当該土地等の收用の対価たる金額以外の金額を含まないものとする。

第十五條 基準日において法人の有する土地等が土地収用法等の規定に基き收用された場合においては、当該法人が資産再評価法第十四條第二項の規定により再評価を行なった場合においては、当該土地等の帳簿価額をもつて当該土地等の收用した金額を控除した金額を当該

再評価の再評価日直前の額に相当する当該土地等の帳簿価額に加算した金額をもつて当該土地等の收用した金額を控除した金額を当該

再評価の再評価日直前の額に相当する当該土地等の帳簿価額に相当する当該土地等の收用した金額をもつて当該土地等の收用した金額を控除した金額を当該

年度の終了の日までの間においては、当該各号に掲げる金額からその加算された金額を控除した金額を当該

土地収用法等の規定に基き收用を受けた土地等の收用の対価たる金額を含まないものとする。

第十五條 基準日において法人の有する土地等が土地収用法等の規定に基き收用された場合においては、当該法人が資産再評価法第十四條第二項の規定により再評価を行なった場合においては、当該土地等の帳簿価額をもつて当該土地等の收用した金額を控除した金額を当該

再評価の再評価日直前の額に相当する当該土地等の帳簿価額に相当する当該土地等の收用した金額を控除した金額を当該

第二百四十八條、第二百五十條、
第二百五十二条及び第二百五十三条
條(株主総会の決議の取消又は無
効)の規定は、総会に準用する。
この場合において商法第二百四
十七条第一項中第三百四十三條
とあるのは「船主相互保険組合法
第三十三條第四項」と読み替える
ものとする。第三十五條第四項を
同條第五項とし、同條第三項の次
に次の一項を加える。

(理事の自己契約等)
第三十七條 組合が理事と契約するときは、他の理事の過半数の承認を受けなければならない。(この場合においては、民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百八條(自己契約の禁止)の規定は、適用しない。)

(の求償権)並びに第三百七十二条
(株主の差止請求権)の規定は、理事會
事に、同法第二百七十四條及び第
三百七十五條(監査役の監査権等)
等)並びに第二百七十七條及び第
二百七十八條(監査役の責任)の規
定は、監事に、同法第三百八條等
一項及び第三項、第三十九條、第
四十二條並びに第四十二條(支
人の権限等)の規定は、参考に充

八十四條まで（計算書類の作成等）、第三百八十五條財産評価に關する特則）及び第二百九十三條ノ七までノ五から第三百九十三條ノ七まで（計算書類附属明細書の備置、公示等）の規定は、組合の計算に適用する。この場合において、商事委員會とあるのは「剰余金処分委若

二百六十六條第一項(第二百五十九条及び第四項、第二百六十六條ノ二並びに第二百六十六條ノ三取締役の責任等)、第二百六十七條から第二百六十八條ノ三まで(取締役の責任を追及する旨)、第二百六十九條(取締役の報酬)、第二百七十四條及び第二百七十五條(監査役の監査権限等)、第二百七十八條(監査役と取締役との連帶責任)、第

投票は、定款で定めることに
より、総会において、解任するこ
とができる。

同條の次に次の二條を加える。
(業務の執行)

第三十五條の二 組合の業務の執行
は、定款に特別の定のある場合を除いて、理事の過半数で決する。

(組合の代表)

第三十五條の三 理事は各自組合を
代表する。

2. 組合は、前項の規定にかかるわ
ず、定款で定めるところ若しくは
総会の決議により、組合を代表す
べき理事を定め、若しくは専人の
理事が共同して組合を代表すべき
ことを定め、又は定款で定めるこ
とににより理事のうちから互選す
た者が組合を代表すべきことを定
めることができる。

第三十七條を次のよきに改める。

（商法等の準用）

第四十條 第四十九條を次のように改める。

第四十條 商法第二百五十四條第一項（取締役と会社との關係）、第二項（取締役と会社との關係）、第三項（取締役と会社との關係）、第四項（取締役の責務）の免除、第五項（取締役の第三者に対する責任）、第六項（取締役の第三者に対する責任）、第七項（取締役の第三者に対する責任）、第八項（取締役の第三者に対する責任）及び第九項（取締役の第三者に対する責任）を追加する。但し、第三百六十七條から第三百六十八條ノ三まで（取締役の責務）を追及する訴）及び第三百六十九條（取締役の報酬）の規定は、理財監事に及び監事に、民法第五十五條（取締役の委任）及び商法第三十條第二項（共同支配人にに対する意思表示の効力）、第七十五條（代表員の権限）（取締役の忠義義務）、第二百六十六條（取締役の行為にいての責任）、第二百六十六條（取締役の連帯責任）及び第三項（取締役の連帯責任）を追加する。

用する。この場合において、商船法第三百六十六條第一項第一号に規定する「反スル利益ノ配当ニ關スル議案」とあるのは、「船主相互保険組合社金処分案」と同法第三百六十九條第一項の規定に違反する剥奪の規定である。船主相互保険組合は、第三十七條第一項の契約」と同法第三百六十六條第一項中「前項行為が取締役会ノ決議ニ基キテスル株主」とあるのは、「其ノ決議」とあらゆるものとする。

くは損失処理案」と、同法第三百三十三条ノ六第一項中「発行済株式ノ総数」十 分ノ一以上ニ当ル件式ヲ有スル株主」とあるのは「五百の一以上の組合員」と読み替えるものとする。

第四十四條第二項中「第八十條及び第九十一條」を「及び第八十條」に改める。

第四十八條第二項を次のように改める。

二百八十二條から第二百八十四條まで、(算術類の作成等)並びに第二百九十三條ノ五から第二百九十九條ノ七まで(計算書類附屬明細書の範囲、公示等)の規定は、消費人に対する。この場合において、商法第二百四十七條第一項中「第三百四十三條」とあるのは「船主相互保険組合法第三十二條第四項」と、同法第二百六十六條第一項第一号中「第二百九十九條第一項ノ規定ニ違反スル利益ノ配当ニ関スル議案」とあるのは「船主相互保険組合法第四十二條の規定に違反する剰余金処分案」と、同法第二百六十六條第一項第四号中「前條ノ取引」とあるのは「船主相互保険組合法第三十七條第一項の契約」と、同法第二百六十六條第一項中「前項ノ行為ガ取締役会ノ決議ニ基キテ為サレタルトキハ其ノ決

外国保険事業者に関する法律の一
部を改正する法律案

外国保険事業者に関する法律の一部を改正する法律案

一部を改正する法律案

外国保険事業者に関する法律案

和二十四年法律第一百八十四号の一部を次のように改正する。

第一條中「保険事業」の下に「(元

賃雇用、譲貸その他の契約に基く債務の履行に關し生ずることあるべき債権者の損害をてん補することを債務者に對し約し、債務者よりその報酬を收受する事業を含む。」と同じ)を加える。

第二條第二項中「第四百七十九條

〔支店開設命令〕を改める。

第三十一条中「第二百三十五條ノ九

〔當業所閉鎖命令〕に改める。

第二十九條中〔支店開設命令〕を

〔第二項〕を「第四百七十九條第三項」に改める。

第二十九條中〔支店開設命令〕を

〔當業所閉鎖命令〕に改める。

第三十一条中「第二百三十五條ノ九

〔當業所閉鎖命令〕に改める。

第五條まで〕を、第二百四條及び第二百五條に、「〔同事非訟事件の登記關係〕」を〔商事非訟事件及び登記關係〕に改める。

〔當業所閉鎖命令〕に改める。

第三十一条中「五千円以下の罰金に處する。」を「三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。」に改める。

第三十五回第二項に次の但書を加え

る。

但し、法人又は人の代理へ使

用人その他の従業者の當該違反行為

を防止するためその業務につき

相当の注意及び監督が盡されてこ

との證明があつたときは、その法

人は人についてはこの限りでな

い。

第三十六條中「五千円を二三十万

円に改める。

附 則

1 この法律は、商法の一部を改正

する法律(昭和二十五年法律第一百

六十七号)施行の日から施行す

る。但し、第一條の改正規定は、

公布の日から施行する。

2 この法律施行前にした行為に對

する罰則の適用については、なお

従前の例による。

外國保険事業者に関する法律の二

部を改正する法律案

昭和二十六年五月二十三日

右の内閣提出案は、本院において可決

した。よつて国会法第六十三條によ

りここに送付する。

外國保険事業者に関する法律の二

部を改正する法律案

○西村直己君(監修)

〔西村直己君監修〕

した租税特別措置法の一部を改正する法律案

昭和二十六年五月二十九日

本法案につきましては、審議の結果

法律案外三法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果につき御報告申し上げます。
本改正案は、一昨年以来の漁業制度の根本的改革に伴い、漁業権等が消滅する場合に交付される補償金、また土地収用法等に基き土地等の牧用の規制によるまま補償金について課税上の特例を設け、漁業制度改革及び土地收用等の円滑な実施を目的としたとしております。すなわち、漁業権の消滅に伴つて交付されます補償金に対する課税に、つきましては、個人の場合には、補償金額を再評価額として再評価を行われたものとみなして、その再評価額だけを課税の対象とする課税を行なうのであります。また法人の場合は、社が物品納入者、被用者または工事請負人等の一般契約上の債務者から保険料を受けられ、物品注文者、使用者または工事発注者等の債務者が契約の履行に關する損害が発生した場合に、從つて再評価税のみを課税しておられます。次に、土地収用等の場合の補償金に対する課税上の負担軽減の特例につきましても、右と同様にして、法人税は課税されないことといった規定を設けたのであります。

この法案は、去る五月十六日、政府委員より提案理由の説明を聽取し、たゞに質疑に入り、十九日には水産委員会と連合審査を行ふ等、慎重審議の上、特に漁業権証券の性格、発行條件、償還財源並びにその資金化等について、公衆の質疑が重ねられました。そ

の内容につきましては速記録に譲ります。
次いで、昨二十六日質疑を打切り、討論決に入りましたところ、竹村委員は共産党を代表して希望存続賛成、田中誠之准委員は社会党を代表して賛成の旨述べ、討論せられました。次いで採決の結果、起立賛成をもつて原案の通り可決いたしました。
次に、外國保険事業者に関する法律の二部を改正する法律案について申し上げます。
この法案は、商法の改正に伴い、商法の規定を準用している部分について所要の改正を行おうとするものであります。
次に、自由党より修正案が提出されました。この修正案もまた、今回の商法の一部改正法律の一部改正に伴い関係條款の整理を行おうとするものであります。
次に、船主相互保険組合法の一部を改正する法律案について申し上げます。
この法案は、商法の改正に伴い、商法の規定を準用している部分について所要の改正を行おうとするものであります。
次に、討論省略の上、修正案及び起立多数をもつて修正議決されました。
次に、船主相互保険組合法の一部を改正する法律案について申し上げます。
この法案は、商法の改正に伴い、商法の規定を準用している部分について所要の改正を行おうとするものであります。
次に、討論省略の上、修正案及び起立多数をもつて修正議決されました。
この法案は、商法の改正に伴い、商法の規定を準用している部分について所要の改正を行おうとするものであります。
次に、討論省略の上、修正案及び起立多数をもつて修正議決されました。
この法案は、商法の改正に伴い、商法の規定を準用している部分について所要の改正を行おうとするものであります。
次に、討論省略の上、修正案及び起立多数をもつて修正議決されました。
この法案は、商法の改正に伴い、商法の規定を準用している部分について所要の改正を行おうとするものであります。
次に、討論省略の上、修正案及び起立多数をもつて修正議決されました。
この法案は、商法の改正に伴い、商法の規定を準用している部分について所要の改正を行おうとするものであります。

本法案につきましては、審議の結果

九六七

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案 （田中角栄君外九名提出、衆議院委員会付託）	証券投資登記法案 （内閣議員の賃費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案）
一、去る二十五日議員から次の議案は 委員会の審査を省略された旨の要 求書を受領した。	一、昨二十六日参議院送付の次の内閣 委員会の審査を省略された旨の要 求書を受領した。
テレビジョン放送実施促進に關する 決議	雄鹿三郎君外七名
一、昨二十六日参議院に送付した本院 提案案は次の通りである。	一、昨二十六日参議院送付の次の内閣 委員会の審査を省略された旨の要 求書を受領した。
港湾法の一部を改正する法律案 （内閣提出案は次の通りである。 有価証券の処分の調整等に關する法律 の廃止に関する法律案）	特別鉄道復旧臨時措置法の一部を改 正する法律案
道路運送法施行法案 自動車抵當法施行法案	審議会等の整理のための労働省設置 法の一部を改正する法律案
自動車抵當法施行法案	一、昨二十六日参議院において、次の 本院提案案を可決した旨の通知書を 受領した。
道路運送法施行法案	農漁業協同組合再建整備法の一部を 改正する法律案
自動車抵當法施行法案	一、昨二十六日参議院において、次の 内閣提案案を可決した旨の通知書を 受領した。
道路運送車両法案 道路運送車両法施行法案	租税債権及び貸付金債権以外の国の 債権の整理に関する法律案
漁港法第十七條第二項の規定によ り、漁港整備計画について承認を求 める件	一、昨二十六日参議院において、次の 内閣提案案を承認することを議決し た旨の通知書を受領した。
一、昨二十六日參議院送付の同院 提案案を可決した旨参議院に通知し た。	地方自治法第百五十六条第四項の規 定に基き、検疫所の支所及び出張所並 の設置に關し承認を求めるの件
國有林野整備臨時措置法案 國有林野法案	一、昨二十六日参議院送付の次の内閣 委員会の審査を省略された旨の要 求書を受領した。